

い。そうすれば、失望も少なくすむであろう。

この調査から明らかなように、ラロック委員会の報告書が行なっている提案はまことに時宜を得たものである。

実のところ、大多数の在院者たちは独立を望んでいるのに、養老院にはいらねばならなかったのは、ほとんどの場合、経済的理由からなのである。

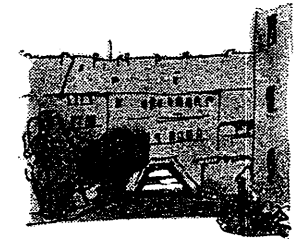
こうしたことから、しかるべき措置が講じられるとしたら、老人問題に熟知した人間による家事サービスをもっと広く行ない、公共投資によって建設される住宅のうち、5%を老人に割り当てるようにすることであろうと思われる。

N. de la Perrière, Attitude des pensionnaires à l'égard de leur vie dans un hospice, *la Revue Française de Gérontologie*, No. 1, 1968.

(藤井良治 厚生省保険局)

新しい目標なしの社会政策か

(西ドイツ)



今立法期における社会政策の役割は、一段と重要であるように思われる。いまや社会政策は、財政政策的および一般経済的理由から、まず国家財政および経済を安定させるという努力に適應させられなければならない。換言すれば、来年度の社会政策費の増加は抑えられなければならないということである。与党は、このモットーを具体的なものにすべく準備をすすめている。財政改正法による干渉および給付引上げの見送りは、この線にそったものである。ここで問題にしているのは社会的な目的のための新たな支出をさきに延ばすことになる立法化見合せのことであるが、しかしこれもまた社会政策の新しい方向とは認められない。年金保険、疾病保険、広

い社会階層の財産形成、家族負担均衡の新制度、連邦政府の古い公約の実行、戦争犠牲者援護給付などについての再検討あるいは改善という古い問題は、いぜんとして解決されていない。保健政策の問題は、いま実際に取り上げられている。企業勤務医師法の問題、企業の老齡援護の役割などいくつかの新しい問題も、いま論議されている。

しかし、そうはいっても将来への積極的な手がかかりとなるものが、2, 3認められる。労働省は、まず手はじめに失業保険の改革とともにしばしばいわれてきたが、いまだに実現されていない経済政策および財政政策への、社会政策の組入れの本質的前提となる社会予算を提出することを意図している。経済政策

および財政政策への社会政策の組入れとは、社会政策は経済的な枠に応じた伸びをしなければならない。しかし経済政策および財政政策も社会政策の生産的機能と消費力を認識し、考慮に入れなければならないということの意味している。

カツェル連邦労働大臣は、国会休会後1972年までの労働者および職員年金保険の財政の伸びの予測を公表したが、これは労働省の資料「総合経済予測」と連邦政府の中期計画にもとづいている。しかし、これには一般経済の伸びも大幅な赤字が予想される年金保険の財政運営の問題も明らかにされていない。この予測を考慮に入れて年金保険改正法を審議する連邦議会議員にとって問題なのは赤字の額ではなく、いかにしてこの赤字を補てんするかでなければならない。これについて連邦労働大臣および与党の有力な社会政策家は、来年度、労働者年金保険は赤字になるであろうが、職員年金保険は被保険者のコンスタントな増加により黒字を続けるであろうから、両者のあいだの調整がおこなわれなければならないとしているようである。しかし、

職員年金保険も、被保険者の伸びがとまったばあい、および相対的に高い俸給と保険料が完全に年金に影響するようになったばあいには、おそらく財政状態が悪くなるであろう。来年度、職員年金保険が連邦補助なしにやっていたいけるようであれば、連邦補助は大部分労働者年金保険の赤字回避のためにつぎ込まれることになるであろう。順調な財産および財政状態にある職員年金保険を完全に独立させて、保険料の引下げや給付の引上げをおこなうようにすべきであるという提案もあるが、この提案が実現される見通しはない。もちろん連邦議会が年金保険の財政運営の保障を労働者年金保険と職員年金保険のあいだの調整にのみ求めるということは考えられない。国民経済的損失なしに赤字補てんのための財産のなし崩し、1972年より以前の高さの連邦補助の復活および保険料の引上げ(1969年1月1日より16%へ、1970年より17%へ—1972年まで)による財政運営がどの程度可能であるかということも決められるであろう。社会顧問団は、最近1969年より16.5%に年金保険の保険料を引き上げるよう勧告した。もちろん保険

料の高さの問題は、いまずぐに答えを出さなければならないというのではない。しかし、予測される経済の伸びに応じてあらかじめ決めておかねなければならない。現在、情勢見守りというところで、干渉という点については絶対に避けられない最小限度のもののみ決められ、新しいものは少しのちに決められるということになるであろう。こうした中道的な措置を支持する者が政府・与党にかなりいる。そのうちの1人で財政専門家のH・ゲーツ博士(Dr. Hermann Götz)は、慎重な態度をとり、労働者年金保険の管理運営問題の必要な解決、すなわち、管理運営機構の改善は、財政的に負担が重いとし、また疾病保険の上昇する保険料と年金保険保険料による負担との関係も取り上げ、少なくともいくつかの点について疾病保険は改正されなければならないが、いまずぐにその必要はないという見解を示している。

いまのところ、ボンの社会政策家は、このような拘束力のない意見発表以外に、疾病保険の可能なそして必要な改革を追求しようとし、ない。さきごろ連邦地区疾病金庫連合会の

代議員総会で、法定の保険料率内で地区疾病金庫の財政を保障せよとの要求を決議し、政府・与党に陳情したが、まだなんらの反響は見られない。これがのちに効果を及ぼすかどうかは、保険料の上昇いかにかかっているようである。

なお、保健政策についても医師会等からその拡充が要望されているが、とくに新しい措置は示されていない。

Sozialpolitik ohne neue Ziele? *Selbstverwaltung der Ortskrankenkassen*, August, 1968, ss. 125~128.

(石本忠義 健保連)

老後の所得保障にかんする 70年代の課題

(アメリカ)



アメリカの老人の所得が全体的に低いことは争えない事実である。退職後の所得低下をカバーするために、老齢年金制度をはじめ、各種の公私所得維持制度が実施され、かなりの成熟度に達しているとはいうものの、なおその水準は低く、老後の経済的ニードを充足するには不十分な状態である。この論文ではきたるべき1970年代に残された老後の所得保障に関する課題が、4つの論点をめぐって論じられている。

1. 貧困老人の解消

従来さまざまな形で提案されてきた negative income tax ないし guaranteed income programs は、老人の貧困問題の解決に重要な意義をもつものと思われる。しかしこのいわゆ

る負の所得税に対する世論の支持はまだ決して高くないようである。たとえば1967年のハリス世論調査では、反対が60%、賛成はわずか28%にすぎなかった。しかも実施運営上の技術的問題をめぐって、多くの困難や論争が生じており、前途多難を思わせられる。よほどドラスティックな世論の変化が生じない限り、負の所得税は、国会で実効の伴わない論議と支持をうるにとどまるであろう。

負の所得税の実現が見込み薄となれば、貧困老人数を低減させるための次善の策は、現行老齢扶助制度(OAA)と老齢・遺族・障害・健康保険制度(OASDHI)の改正であろう。OAAは直接貧困老人を対象に金銭給付を行なうものであるが、その扶助基準は現在のと